

トピックス

- [弊所の 2021 年度第一回高級パートナー会議、青島市にて円満に開催](#)

法令速報

- [税関総署、税関輸出入貨物減免税管理弁法の実施事項を明確化](#)
- [最高人民法院、知的財産権の懲罰性賠償に関する司法解釈を公布](#)
- [市場監督管理総局、「オンライン取引監督管理弁法」を公布](#)

弁護士コラム

- [労働者の競業禁止に関する Q&A](#)

若手弁護士の学習メモ

- [不安の抗弁権](#)

弊所の 2021 年度第一回高級パートナー会議、青島市にて円満に開催

2021 年 3 月の 20 日から 21 日にかけて、弊所の 2021 年度第一回高級パートナー会議は、青島市の嶗山にて円満に開催されました。全国の十三のオフィスから集まった百名あまりの高級パートナーが青島に会し、今回の会議を共に完成いたしました。今回の高級パートナー会議におきましては、事務所の関連制度の改定、2020 年度における総合的な運営の状況、2021 年度の重点業務計画などの議案が報告され、香港支部と海南支部の設立と準備、新パートナーの受入れと昇進などの状況が審議および報告され、一部の業績が突出していた高級パートナーに対する表彰が行われました。

この希望に満ちた一年におきましても、弊所は果敢にまい進し、新境地を絶え間なく開拓し、老練な専門技術と豊富な実践経験を運用し、誠心誠意、更に専門的で完備された法務を各々のお客様にお届けして参ります。

税関総署、税関輸出入貨物減免税管理弁法の実施事項を明確化

2021年2月24日付けの当局の公告によると、「中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法」(税関総署令第245号。以下「弁法」という。)は、2020年12月21日に公布され、2021年3月1日から既に施行されている。「弁法」においては、輸出入貨物の減免税の実施関連問題に対する明確化が行われている。その規定によると、減免税貨物が品質または規格の原因により原状をもって中国国外に返送され、減免税の申請者が同一の種類の貨物を無償で補償または交換して輸入した場合には、減免税の限度額は、元に復しない。同一の種類の貨物を無償で補償または交換して輸入しなかった場合において、要求に従って申請し、かつ、税関の同意を経たときは、減免税の限度額は、元に復することができる。

(出典：<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3556098/index.html>)

最高人民法院、知的財産権の懲罰性賠償に関する司法解釈を公布

2021年3月3日に、最高人民法院は「知的財産権の侵害をめぐる民事案件の審理に適用される懲罰性賠償に関する最高人民法院の解釈」(以下「解釈」という。)を公布した。解釈においては、知的財産権をめぐる民事案件における懲罰性賠償の適用範囲、故意性および情状の深刻性の認定、計算基数、倍数の確定などに対する具体的な規定が行われている。その規定によると、人民法院は懲罰性賠償の倍数を法により確定する際には、被告の主観的な過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻性の程度などの要素を総合的に考慮すべきであるものとされている。

(出典：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288861.html>)

市場監督管理総局、「オンライン取引監督管理弁法」を公布

2021年3月16日に、国家市場監督管理総局は「オンライン取引監督管理弁法」(以下「弁法」という。)を公布した。弁法は2021年5月1日から施行される。「弁法」においては、「ソーシャルコマース」、「ライブ配信型ネット販売」などのオンライン取引活動が、監督管理の範囲に追加されており、ICP(Internet Content Provider) 経営主体登記の問題、プラットフォーム責任の問題、消費者権益保護の問題(たとえば、商品の抱き合わせ販売等の選択肢の消費者黙認同意設定の禁止や、消費者が過去の取引で選択した選択肢の消費者黙認選択設定の禁止)、個人情報保護の問題などに対する規定が行われており、このほかにも、取引のねつ造、評価の誤導を招く展示、アクセス数データのねつ造などの新型の不正競争行為に対しても、明確な規制が行われている。

(出典：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202103/t20210315_326936.html)

労働者の競業禁止に関する Q&A

作者 杜 雲華

近年におきましては、従業員の流出により、企業にもたらされる商業秘密の漏えいやビジネスチャンスの喪失を防ぐために、企業は競業禁止制度の実施にますます注意を払っています。本文におきましては、実践の中で頻繁に発生している疑問点を分析し、これらに回答させていただきます。

Q1: どのような労働者と競業禁止を約定することができるのか？

A: 労働契約法第 24 条の規定によりますと、競業禁止義務を約定することのできる者は、「高級管理職員」、「高級技術者」および「秘密保持義務を負うその他の者」という3種類に制限されています。「秘密保持義務を負うその他の者」の範囲は比較的広く、一般的には、会社の営業秘密を知り得る者が、秘密保持義務を負うものとされており、会社はこれらの従業員との間において競業禁止義務を約定することができます。しかし、競業禁止義務を従業員に課すことで、会社は競業禁止期間において、毎月経済補償金の支払義務を負うこととなりますので、コスト抑制の観点から見ますと、競業禁止の範囲は、大きければ大きいほど望ましいというわけではなく、従業員の競業が企業に実質的な影響を及ぼすか否かを踏まえた上で、判断しなければなりません。

Q2: 競業禁止契約は、既に締結されているが、しかし、補償金の支払は、取り決められておらず、かつ、双方の当事者がこれをめぐる合意に達することのできなかった場合には、競業禁止契約は有効なのか？

A: 「労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」(法釈[2020]26号)第36条の規定によりますと、双方の当事者が労働契約や秘密保持契約において競業禁止義務を既に約定しており、しかし、労働契約の解除又は終了後における労働者への経済補償金の支払を約定していなかった場合において、労働者が競業禁止義務を履行し、労働契約の解除又は終了前の12ヶ月分の平均賃金の30%に相当する金額に従った経済補償金を月単位で支払うよう使用者に求めたときは、人民法院はこれを支持しなければならないものとされています。この点からも明らかなおお、たとえ競業禁止契約において補償金が約定されていなかったとしても、法律の規定を通じて、その支払の必要性を明確にすることができますので、このため、一般的に述べますと、補償金の支払は、競業禁止契約発効の必須条項ではありません。いくつかの地方の法規も、この点を明確に規定しており、例えば、「労働紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する北京市労働社会保障局と北京市高級人民法院の研究討論会の会議要綱」におきましては、「使用者が、労働者との労働契約又は秘密保持契約において競業禁止条項を約定しているが、しかし、補償金の支払又は具体的な給付基準については、約定していなかった場合には、これに基づいて競業禁止条項が無効であるものと認定してはならず、双方の当事者は、交渉を通じて、この点を補完することができる。交渉を経て、合意に達することができなかった場合には、双方の当事者の労働関係終了前の最後の年度における労働者の賃金の20%~60%に相当する金額に従って補償金を支払うことができる。」という旨が明確に規定されています。しかし、使用者が補償金を不払いを明示した場合には、競業禁止条項は労働者に対する法的拘束力を有しません。

司法の実務においても、人民法院は競業禁止義務に対する経済補償金とその金額の取決めの未履行が、競業禁止契約の法的効力に影響しないものとする傾向にあります。ただし、このような場合においては、その競業禁止条項は労働者に対する法的拘束力を有しないという旨が明確にされている地方の法規¹も、存在しています。このため、競業禁止契約の効力と労働者に対する法的拘束力を具体的に判断する際には、会社の所在地における地方の規定を踏まえて、総合的に判断する必要があります。

Q3: 会社は競業禁止契約を一方的に解除することができるのか？

A: 会社は随時書面の通知を通じて競業禁止契約を一方的に解除することができます。労働契約の解除又は終了前に通知した場合には、会社は補償金の支払義務を負いませんが、既に競業禁止期間に入り、労働者が競業禁止義務を既に履行し始めていた場合には、会社は競業禁止期間の補償金を支払う必要があるだけでなく、さらには、3か月分の補償金を追加的に支払わなければなりません(「労働紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」¹以下「労働紛争司法解釈」という。)第39条)。

Q4: 競業禁止義務に対する補償金は、どのように約定するのか？

A: 競業禁止義務に対する補償金の金額は、双方の当事者が協議を通じて合意に達した上で、契約の中で約定することができ、法律において、明確な金額または計算方法が規定されていません。一部の地方においては、指導的な意見が公布されており、例えば、北京市の規定によりますと、双方の当事者の労働関係終了前の最後の一年度における労働者の賃金の20%~60%に相当する金額に従って補償金を支払うことができるとされています。一方、上海市の規定によりますと、労働者のこれまでの正常な賃金の20%~50%に相当する金額に従って補償金を支払うものとされていますが、また、「労働紛争司法解釈」においては、「競業禁止義務を履行している労働者が、労働契約の解除又は終了前の12ヶ月間における労働者の平均賃金の30%に相当する金額に従って補償金を月ごとに支払うよう使用者に求めた場合には、人民法院は、これを支持しなければならない」という旨が規定されています。会社は「労働紛争司法解釈」と現地の地方指導意見が規定している範囲に従って、競業禁止義務に対する補償金を約定することができます。

Q5: 会社が競業禁止義務に対する補償金を支払っていない場合には、競業禁止契約は自動に解除されたものとみなすことができるのか？

A: 会社が競業禁止義務に対する補償金を支払っていない場合においても、競業禁止契約は自動に解除されたものとはみなされません。たとえ退職した労働者が競業禁止義務を履行する必要のないものと会社が考えていたとしても、しかし、自発的に書面をもって労働者に通知しておらず、かつ、労働者が競業禁止契約に従って競業禁止義務を自主的に履行していた場合には、労働者は補償金の支払を会社に請求することができます。会社の競業禁止義務に対する補償金の未払期間が、3か月を超過した場合には、労働者は競業禁止義務に対する補償金の支払を請求することができるだけでなく、さらには、競業禁止契約を解除することもできます。

労働者の退職前において、競業禁止をめぐる確認を行い、労働者が競業禁止契約を締結したか否か、および競業禁止義務の負担を求める必要があるのか否かについて、ご確認いただきますよう会社の皆様にはお勧めいたします。競業禁止義務を負う必要のない労働者に対しては、退職前に書面をもって通知してお

¹ 「労働紛争事件の審理に関する指導意見」の発行に関する江蘇省高級人民法院、江蘇省労働紛争仲裁委員会の通知第13条

き、これにより会社は競業避止義務に対する補償金を支払うリスクを回避できます。

若手弁護士の学習メモ

—不安の抗弁権

「民法典」における**不安の抗弁権**の内容につきまして、学習を通して次のとおりまとめさせていただきました。

一 法律の変化の比較

「契約法」	「民法典」(2021.1.1 発効)
<p>【第 69 条】当事者は、本法第六十八条の規定に従って履行を中断するときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適切な担保を提供したときは、履行を再開しなければならない。履行の中断後において、相手方が合理的な期間内に履行能力を取り戻さず、かつ、適切な担保を提供しなかったときは、履行を中断した一方の当事者は、契約を解除することができる。</p>	<p>【第 528 条】当事者は、前条の規定に基づいて履行を中断するときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適切な担保を提供したときは、履行を再開しなければならない。履行の中断後において、相手方が合理的な期間内に履行能力を取り戻さず、かつ、適切な担保を提供しなかったときは、自らの行為をもって主要な債務の不履行を表明したものとみなされ、履行を中断した一方の当事者は、契約を解除ことができ、かつ、違約責任の負担を相手方に請求することもできる。</p>

二 不安の抗弁権の適用条件

定義：不安の抗弁権とは、履行保証の抗弁権とも呼ばれており、双務契約の成立後に、契約の取決めに基いて契約の義務を先に履行すべきである当事者が、相手方の契約義務の履行不能性、または契約義務履行不能のおそれの存在を証明する証拠を有している場合には、相手方による債務の履行または担保の提供の前においては、契約義務の履行を暫時的に中断することのできる権利をいいます。

1、基礎的な要件：

双務契約において、当事者同士が互いに債務を負っており、かつ、二つの債務の間に対価の関係があること。

2、実質的な要件：

不安の抗弁権を主張する一方の当事者が、債務を先に履行すべき側であり、かつ、その債務が、既に弁済期日に達していること。

契約の義務を先履行義務を負う一方の当事者が、相手方が反対給付を行うことのできない現実的な危険性を有している旨を証明する証拠を有していること。

三 不安の抗弁権の法的効果

1、履行の中断

先履行義務を負う一方の当事者は、暫時的に履行を中断することができます。仮に後履行義務を負う一方の当事者が適切な担保を提供し、または履行能力を取り戻した場合には、不安の抗弁権は消滅し、先履行義務を負う一方の当事者は履行を再開すべきとなります。

2、 違約責任

先履行義務を負う一方の当事者による履行の中断には、違約責任の負担が不要となります。不安の抗弁権は当事者の合法的な救済方法であり、当該義務の期限超過後の不履行は、違約を構成しません。ただし、債務が分割可能な状況の下では、影響を受けていない債務は、なおも引き続き履行すべきとなります。

3、 契約の解除

後履行義務を負う一方の当事者が、黙示的な予期される違約を構成した場合には、先履行義務を負う一方の当事者は、契約を解除し、かつ、違約責任の負担を相手方に請求することができます。「民法典」においては、これが不安の抗弁権に対して行われている最大の変化であり、黙示的な予期される違約の構成が明確にされ、契約を解除して違約責任を相手方に主張する権利が、先履行義務を負う抗弁権者に与えられています。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>